独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	株式会社ベネッセホールディングス	コード	9783
提出日	2021/6/2	異動（予定）日	2021/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会における再任及び新任		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井原　勝美	社外取締役	○													○		有
2	岩井　睦雄	社外取締役	○													○		有
3	野田　由美子	社外取締役	○													○	新任	有
4	髙島　宏平	社外取締役	○													○	新任	有
5	出雲　栄一	社外監査役	○										△					有
6	石黒　美幸	社外監査役											○					

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	該当項目なし	井原勝美氏は、グローバル企業における豊富な企業経営経験や他社の社外取締役等の幅広い経験や深い専門的知見を有している。これらの豊富な経験、専門的知見を生かし、取締役会議長および指名・報酬委員会の委員長として、当社経営における意思決定プロセスの透明性向上に貢献し、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、社外取締役としての経営の監督機能を発揮することが期待出来ると判断しているため。 また、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」及び取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性の要件を満たしていることから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
2	該当項目なし	岩井睦雄氏は、グローバル企業における豊富な企業経営経験や深い専門的知見を有している。これらの豊富な経験、専門的知見を生かし、取締役会や指名・報酬委員会において、当社経営における意思決定プロセスの透明性向上に貢献し、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、社外取締役としての経営の監督機能を発揮することが期待出来ると判断しているため。 また、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」及び取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性の要件を満たしていることから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
3	該当項目なし	野田由美子氏は、豊富な企業経営経験、ファイナンスの深い専門的知見を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、社外取締役として経営の監督機能を発揮することが期待出来ると判断しているため。 **また、**同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」及び取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性の要件を満たしていることから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
4	該当項目なし	髙島宏平氏は、豊富な企業経営経験、Eコマース事業における専門的な知見を有しており、当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、社外取締役として経営の監督機能を発揮することが期待出来ると判断しているため。 また、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」及び取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性の要件を満たしていることから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
5	出雲栄一氏は、かつて、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務めていた（2015年1月31日同法人退社）。 しかし、2018年4月1日をもって、有限責任監査法人トーマツ退社後3事業年度が経過し、過去3事業年度のいずれにおいても同監査法人における所属がないこととなったため、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」における独立役員に該当することとなった。	出雲栄一氏は、過去に有限責任監査法人トーマツのパートナーを務め、公認会計士としての専門的知見と、会計監査及びコンサルティング業務を通じて多くの企業に関わってきた経験を有しており、取締役会及び監査役会において、これらの経験、知見を生かし、当社経営の重要な事項に関して、積極的に意見、提言し、社外監査役としての職務を適切に遂行出来ると判断しているため。 また、同氏は、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」及び取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性の要件を満たしていることから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
6	石黒美幸氏がパートナー弁護士を務める長島・大野・常松法律事務所と当社との間には顧問契約があり、当社グループは同法律事務所に対して、事案に応じて適宜法務相談を行っているが、同法律事務所と当社グループとの取引額は、その価額の総額が直前３事業年度の平均で10百万円又はその者の直前事業年度の売上高若しくは総収入金額の２％のいずれか高い方の額を超えるものではない。そのため、当社の定める「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」を満たし、独立性に問題はないが、同氏が所属する長島・大野・常松法律事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に独立役員としての届け出を行えない旨の方針があり、当社は同氏を独立役員として指定していない。なお、当社の「社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準」は、（株）東京証券取引所が定める社外取締役及び社外監査役に関する独立性要件を満たしている。	石黒美幸氏は、大手法律事務所のパートナー弁護士として、企業法務における豊富な実務経験と高度な見識、他社での社外役員の経験を有しており、取締役会及び監査役会において、これらの経験、知見を生かし、当社経営の重要な事項に関して、積極的に意見、提言し、社外監査役としての職務を適切に遂行出来ると判断しているため。

４．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a．上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b．上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c．上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d．上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e．上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f．上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g．上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h．上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i．上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j．上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k．社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l．上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。